

ねんりんピック彩の国さいたま2026 JR旅客運賃割引証使用マニュアル

1. JR旅客運賃割引証について

本割引証は、第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）に参加する役員・監督・選手等の大会開催地への移動に係る経費負担の軽減のために、JR各社の格別な御配慮と御厚意により、発行しております。

本割引証の使用に際しては使用条件を逸脱することなく、また割引証使用の管理についても、本マニュアルを熟読の上、適切にお取り扱いください。

2. 使用条件について

(1) 使用対象者

第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）に参加する選手及び役員等

(2) 対象路線及び指定駅

1) 大会会場最寄のJR会社指定下車駅は以下のとおりです。

【上越・北陸新幹線】大宮駅、熊谷駅、本庄早稲田駅

【東北新幹線】大宮駅

【東北本線】川口駅、蕨駅、浦和駅、北浦和駅、さいたま新都心駅、大宮駅、久喜駅

【高崎線】上尾駅、桶川駅、鴻巣駅、吹上駅、行田駅、熊谷駅、深谷駅、本庄駅

【八高線】児玉駅

【川越線】南古谷駅、川越駅

【埼京線】北戸田駅、武蔵浦和駅、中浦和駅、与野本町駅

【武蔵野線】新座駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、東川口駅、南越谷駅、越谷レイクタウン、三郷駅、新三郷駅

大会会場最寄駅がJR以外（私鉄等）の駅である場合は《 》内のJR駅を最寄駅として扱う。

【埼玉高速鉄道】浦和美園駅⇒《東川口駅》

【西武鉄道】所沢駅、新所沢駅、航空公園駅⇒《新秋津駅》、西武秩父駅⇒《東飯能駅》

【東武鉄道】加須駅、武里駅、春日部駅⇒《久喜駅》、草加駅、越谷駅⇒《南越谷駅》、朝霞駅⇒《北朝霞駅》、豊春駅、岩槻駅⇒《大宮駅》、幸手駅⇒《栗橋駅》、高坂駅⇒《川越駅》

【秩父鉄道】秩父駅⇒《寄居駅》

2) 使用者の居住地最寄のJR各駅から、大会会場最寄のJR指定下車駅までの区間を、順路により往復乗車し、片道のJR線区間が100kmを超えて乗車する場合に限り使用できます。

また、往復乗車の経路は、原則として同一経路ですが、大会会場等の都合により旅客鉄道会社線区間が往路と復路で往復乗車とならない場合であっても、普通乗車券2枚として販売され、それぞれの券片について割引の対象となります。

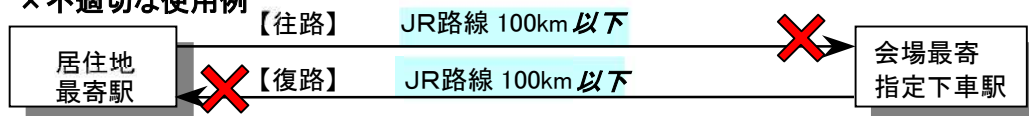
[P.3の6)を参照ください。]

◎適切な使用例



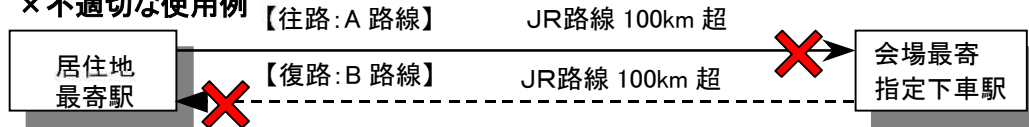
往路、復路とも同一経路

× 不適切な使用例



往路、復路とも同一経路

× 不適切な使用例



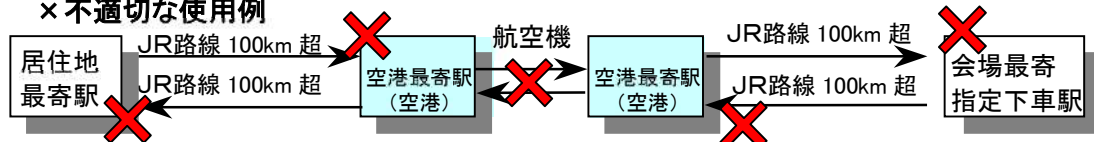
× 往路と復路が異なる経路

- 3) 居住地最寄の駅が J R 以外の鉄道路線の駅である場合、当該鉄道路線において、J R へ接続する最寄の乗換駅を起点として本割引証を使用できます。

なお、J R 以外他社路線の区間については、本割引証における割引の対象外であり、J R の区間についてのみ、本割引証の対象となります。

- 4) 使用者の居住地最寄の J R 各駅から、大会会場最寄の J R 指定下車駅までの区間において、航空機等の空路を経路に含む場合は、全区間において本割引証の使用対象外となり、使用できません。

× 不適切な使用例



往路、復路とも同一経路

- 5) 対象となる会場最寄駅については、割引証送付文書に記載している各会場最寄駅（J R 指定下車駅）のみとなります。J R 指定下車駅として記載の無い駅については、対象外ですので使用できません。

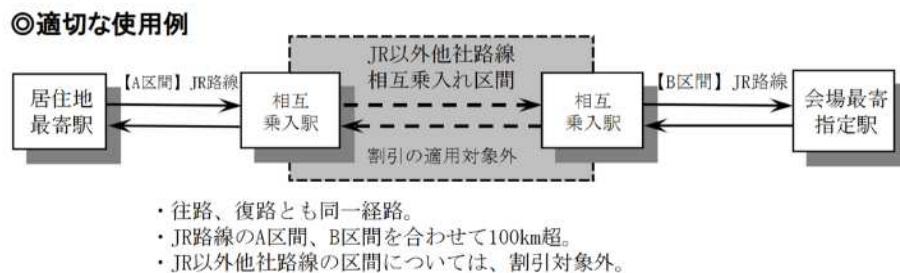
また、居住地最寄駅以外を発駅として、本割引証を使用することはできません。



- 6) 使用者の居住地最寄の J R 各駅から、大会会場最寄の J R 指定下車駅までの区間の往復経路は同一経路が原則です。但し、大会会場等の都合により、到着・出発時において J R 指定下車駅が異なる場合は、特例として、往復の経路が同一でなくとも使用できます。



- 7) 居住地最寄の J R 各駅から、大会会場最寄の J R 指定下車駅までの区間において、J R 以外の他社路線 (以下「連絡会社」という) を含むルート (「連絡運輸」という) を利用する場合、J R 区間のみが本割引証の適用対象となります。連絡会社線の区間については、割引の対象外となります。

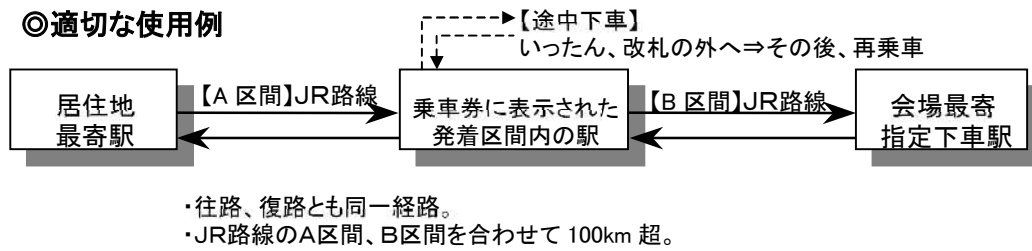


参考) 【途中下車】

乗車券の券面に表示された居住地最寄駅から大会会場最寄の J R 指定下車駅までの区間内において、その途中駅でいったん下車、出場 (改札を出す) した後、再び入場 (改札を入れる) して残りの区間を乗車することができます。

※ 乗車区間によっては途中下車することができない場合がありますので、乗車券を購入する際に窓口係員にお問い合わせください。

◎適切な使用例



(3) 乗車券の購入

JR 割引証は、旅行開始前に往復乗車分の普通乗車券 2 枚を同時に購入する場合に限り使用できます。

※ 普通乗車券を購入する場合は、往路の乗車日及び乗車区間・経路並びに復路の乗車日と乗車区間・経路をそれぞれ記入して、事前に購入してください。

(4) 割引証の有効期間

本割引証による割引普通乗車券の発売期間は、割引証券面に記載する有効期間内です。

(5) その他

ア 本割引証の「乗車区間」欄については、使用者本人が記入してください。

※ 本割引証の裏面「割引証使用上の注意」(5) をご参照ください。

イ 割引対象となる駅は限定されていますので、それ以外の駅は記入しないようにお願いします。(P.1 の 2 (2) の 1) をご参照ください。)

ウ 本割引証を使用しない場合は、ただちに発行者にご返却ください。また、本割引証を紛失することのないよう、ご注意ください。

エ 発行者が記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは使用できません。また、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できません。

オ 本割引証は、記名人本人に限って使用できます。本割引証によって購入した割引普通乗車券は、本割引証の記名人以外の方は使用できません。

カ この割引証によって購入した割引普通乗車券は、乗車変更の取扱いを致しません。

キ 旅行代理店を介し、本割引証を使用して乗車券を購入する際には、必ず本マニュアルを併せて提示し、上記の使用条件に則って取り扱うよう指示してください。

ク 運賃計算の特例として、東京都区内発着及び特定市内発着の場合、券面に駅名は印字されません(例、「東京都区内」)。しかしながら、本割引証には実際に使用する特定の駅名を記載の上、当該の駅を利用してください。

ケ 本割引証発行に係る個人情報 は J R 各社に提供する場合がありますのでご了承ください。

JR割引証の使用に係る問い合わせ事例集

Q 1 傷病により大会への出場を見合わせたため、割引証を使用しなかった。そのため、交付を受けた本人が、自らシュレッダーで裁断し、適切に破棄したため発行者に返納できなかった場合、「紛失」扱いとなるのか。

A 1 発行者に返納されなかった場合は、いかなる場合であってもすべて「紛失」扱いとなります。使用しなかった割引証は、必ず発行者（ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会）へ返納してください。

なお、返納されなかった場合は、「紛失」として取り扱うため、次年度以降の大会において本割引証を使用できないことがあります。

Q 2 通勤定期、通学定期との併用は可能か？

A 2 併用はできません。居住地の最寄り駅（JR）から指定下車駅（JR）までの全区間において乗車券を購入する場合に限ってのみ、本割引証の適用対象となります。

但し、下記 A.3 の「連絡運輸」となる当該区域については、割引適用対象外です。

Q 3 割引証裏面に記載されている「連絡運輸」とは何を意味しているのか？

A 3 「連絡運輸」とは、居住地最寄駅から指定下車駅の間において、JRとJR以外の他社路線にまたがって乗車することを指します。[事例図は、マニュアル P.3 の 7) を参照ください。]

このとき、連絡運輸区域内であれば1枚の乗車券で発売しますが、JR以外の他社路線の区間については運賃の割引はされません。

【参考：運賃の計算式】

※1 [(居住地最寄の JR 駅～指定下車駅の運賃) - (連絡運輸区域の運賃)] × ※2 0.8 = ※3 ①

※3 ① + (連絡運輸区域の運賃) = 当該区間において割引が適用された運賃

※1 … 居住地最寄の JR 駅～指定下車駅の間において、「連絡運輸区域の運賃」を除いた料金
 ※2 … 割引証による割引率（2割） / ※3 … 割引適用後の JR 区間の運賃

Q 4 自宅最寄駅から指定下車駅までの距離が長く、出発時間の関係上、当日中に指定下車駅まで到着することが困難であり、当該区間内において一度下車して改札を出場（宿泊のため）する必要がある場合、連続した乗車とはみなされず、本割引証は使用できるか。

A 4 この事例の場合には、「途中下車」の適用により、自宅最寄駅から指定下車駅までの連続した乗車券を購入して、本割引証の適用を受けることができます。[事例図は、マニュアル P.3 の参考) 【途中下車】を参照ください。]

※ 「途中下車」とは、乗車券面に表示された発着区間内の駅で、改札の外にいったん出ることを行い、後戻りしない限り、途中下車することができます。

但し、上記 Q 4 の事例で、自宅最寄駅から宿泊するための当該駅（宿泊駅）までの乗車券と、改めて宿泊駅から指定下車駅までの乗車券を分けて購入する場合は、「途中下車」とはならず、本割引証の適用対象とはなりません。

また、「途中下車」できない場合もありますので、事前に JR 駅窓口にてご確認の上、乗車券を購入ください。

- Q 5 A県居住の選手が、大会前にB県で練習を行い、当該練習場所の最寄り駅（当該選手の居住地最寄駅ではない）から競技会会場へ向かう場合、あるいは、競技会終了後に別の大会に参加する等の理由によりA県居住の選手の居住地最寄駅以外の駅へ向かう場合に、本割引証を使用することはできるか。
- A 5 できません。本割引証は、あくまでも居住地最寄駅から会場地最寄駅の連続した区間を使用する場合に限り適用できるものです。
また、このことに伴い、居住地最寄駅は必ず同一駅となります。
- Q 6 居住地最寄駅は列車本数が少なく乗継ぎも良くないため不便である。最寄りの新幹線（特急列車）停車駅を起点として本割引証を使用することはできるか。
- A 6 居住地最寄駅の運行状況を考慮して、本来の乗車経路（居住地最寄駅～会場最寄駅）上にある最も近い新幹線停車駅に乗車駅を変更することは認める余地があります。一方で本来の乗車経路から外れた別の自治体に所在する駅等から乗車することは、本割引の趣旨を鑑みて、認められません。
- Q 7 往復乗車分の普通乗車券を購入するという事だが、割引証はどのように記入すればよいか。
- A 7 1枚の割引証で往路分と復路分の普通乗車券2枚を購入しますので、それぞれの行程について、乗車日と乗車区間・経路（居住地最寄駅と会場最寄駅）を記入します。なお、これらの普通乗車券は、往路分・復路分とも必ず旅行開始前に同時に購入してください。
- Q 8 割引証の使用期限が総合閉会式の日までとなっているが、事後整理業務の関係上、帰りが閉会式の翌日になってしまった場合は使用期限を超えての購入は可能か？
- A 8 やむを得ない事情による場合は、総合閉会式の次の日まで延長が認められているので、購入可能です。但し、観光等、ねんりんピック彩の国さいたま2026と関係がない用事による場合は、延長は認められません。
- Q 9 J R割引証の割引率は2割であるが、計算金額に端数が出た場合は切り捨てになるのか、それとも切り上げとなるのか。
- A 9 本割引証による乗車券運賃は、通常運賃×0.8（2割引）をもって行い、一円単位の端数切り捨てで計算します。
- Q 10 旅行業者に旅券の手配を依頼したところ、空路（航空機を使用）を含む提案があった。経路に空路を含む場合でも、本割引証を使用できるのか。
- A 10 経路に空路を含む場合、本割引証は使用できません。
一部旅行業者等において、本割引証の使用方法に関して誤って認識している事例が多々見受けられます。旅行業者等に旅券の手配を依頼される際には、「ねんりんピック彩の国さいたま2026 J R旅客運賃割引証使用マニュアル」を提示し、使用条件を確認した上で、手配してください。